

地縁による団体の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として下記により認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年11月21日

南九州市長　塗木弘幸

記

1　名称

郡共有会

2　規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 会員相互の連絡及び親睦

(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備

(3) 山林等保有資産の維持管理並びに運用

(4) 産業の振興

(5) 行政機関、その他各種団体に対する連絡、要望、陳情及び協力

(6) その他本会の目的を達成するために必要な活動

3　区域

鹿児島県南九州市知覧町の手蓑地区、池河内地区、後岳北南地区、後岳下小田代地区、河上水垂地区、上郡上・中・町地区、本町城馬場地区、中郡北地区、中郡南地区、下郡北地区、下郡南地区、打出口新町地区までの区域。

4　主たる事務所

鹿児島県南九州市知覧町郡14043番地5

5　代表者の氏名及び住所

氏名　田中　直文

住所　鹿児島県南九州市知覧町郡5375番地

6　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

7　代理人の有無

無

8 認可年月日

令和7年11月21日